

令和5年度育児休業に関する減点撤回申立書

年 月 日

保育所・認定こども園等の利用(調整)申込みについて、
「育児休業に関する減点同意書」に同意したことを撤回します。

申立保護者 氏名	ふりがな	生年月日	年 月 日	児童との 続柄	
保護者連絡先	TEL	住所			
児 童 氏 名		利用(第1希望)施設名	利 用 状 況		
ふりがな			利用(調整)申請中		
		年 月 日生			

減点を撤回する場合は、裏面に記載の提出期間に、本申立書をこども未来室窓口にご提出ください。

減点撤回申立書提出期間表

確認欄	入所希望月	選考締め切り	減点撤回申立書提出期間
	令和5年4月1日	(1次選考対応) 令和4年10月31日	令和4年10月1日～令和4年11月4日
		(2次選考対応) 令和5年2月10日	令和4年11月7日～令和5年2月10日
		(3次選考対応) 令和5年3月10日	令和5年2月13日～令和5年3月10日
	5月1日	令和5年4月10日	令和5年3月13日～令和5年4月10日
	6月1日	5月10日	令和5年4月11日～令和5年5月11日
	7月1日	6月9日	令和5年5月12日～令和5年6月9日
	8月1日	7月10日	令和5年6月12日～令和5年7月10日
	9月1日	8月10日	令和5年7月11日～令和5年8月10日
	10月1日	9月8日	令和5年8月14日～令和5年9月8日
	11月1日	10月10日	令和5年9月11日～令和5年10月10日
	12月1日	11月10日	令和5年10月11日～令和5年11月10日
	令和6年1月1日	12月8日	令和5年11月13日～令和5年12月8日
	2月1日	令和6年1月10日	令和5年12月11日～令和6年1月10日
	3月1日	2月9日	令和6年1月11日～令和6年2月9日

育児休業に関する減点同意書の内容

1. 当該年度において、育児休業の延長が可能であるため、世帯状況にかかわらずマイナス900点を適用し、利用調整において低位の扱いとなることに不服はありません。
2. 利用調整の結果、利用決定がなされる場合があることに不服はありません。
3. 本減点同意書の有効期間は令和5年度中のみとなります。
次年度申請時に育児休業延長に関する減点を希望する場合、再度育児休業に関する減点同意書をこども未来室窓口に提出します。
4. 育児休業に関する減点撤回申立書の提出をもって、裏面(減点撤回申立書提出期間表)に記載の入所希望月から待機期間が再算定されることとなります。その時点で、「入所希望月から12ヶ月待機中」加点がついている場合も取消しとなることに不服はありません。
5. 次年度申請時に育児休業に関する減点同意書を提出しない場合は、マイナス900点の適用対象外となり、上記「4」と同様に待機期間が再算定され、「入所希望月から12ヶ月待機中」加点がついている場合も取消しとなることに不服はありません。
6. 年度途中で本減点同意書を撤回する場合は、裏面(減点撤回申立書提出期間表)に記載の減点撤回申立書の提出期間に、育児休業に関する減点撤回申立書をこども未来室窓口に提出します。